

医療費 ご存じですか？ 高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険=保険年金課（市役所1階9番窓口）☎32-2071、後期高齢者医療保険制度=保険年金課（市役所1階8番窓口）☎32-2073、介護保険=高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070

高額医療・高額介護合算制度とは、医療保険と介護保険の自己負担額の合計（年間）が負担限度額を超えた場合に、超えた金額が支給される制度です。

対象 同一世帯で同じ医療保険に加入している人

対象期間 平成28年8月1日～平成29年7月31日

申請先 加入している医療保険（平成29年7月31日現在のもの）

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者

該当する人には保険年金課または岡山県後期高齢者医療広域連合から、申請の案内を送付します。

送付時期 1月中

支給申請先 保険年金課または各支所・出張所担当課

その他の医療保険の加入者

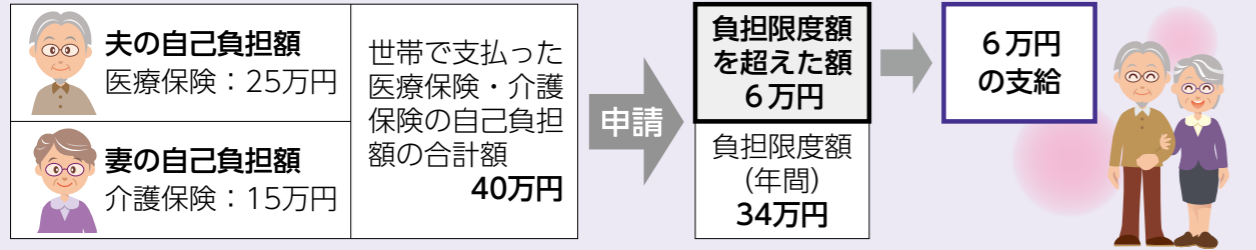
該当する人は加入中の医療保険に申請が必要です。申請方法など、詳しくは加入している医療保険へお問い合わせください。

※申請には介護保険の自己負担額証明書が必要です。高齢介護課または各支所・出張所担当課までご相談ください

※対象期間中に加入する医療保険が変わった世帯員がいる場合は、変更前の医療保険での自己負担額証明書が必要です

※自己負担限度額は、市民税の課税状況などによって異なります

例 69歳の夫婦2人暮らしで、市民税非課税世帯（負担限度額34万円）の場合



介護予防 始めませんか？ 高齢者の居場所づくり「ふらっとカフェ」

岡高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070、津山市地域包括支援センター（市役所1階）☎23-1004

ふらっとカフェとは、地域の皆さんが身近な場所で気軽に集まれる「交流の場」のことで、高齢者を中心として幅広い世代が自由に交流し、さまざまな活動をしていくものです。厚生労働省によると、高齢者が健康に過ごすには、週3回、1日30分程度の外出が有効です。地域の皆さんが主役になって、居場所づくりを始めませんか。

「立ち上げに興味がある」「活動したいが一人では難しい。どうすればいいのかわからない」など、この活動に興味のある人は、気軽にご相談ください。地域に出向いて、相談に応じます。

ふらっとカフェの活動効果

- ・外出することで無理なく体が動き、閉じこもり予防になる
- ・外出頻度が高いほど認知症の発生リスクが下がる
- ・外出や交流により、楽しみが増えて生活が豊かになる
- ・交流により互いに助け合い、支え合う関係が生まれる



日上町内会下条地区のふらっとカフェ

採用 平成30年4月以降に採用する 津山市（臨時・育児休業代替任期付）職員登録試験

岡人事課（市役所3階）☎32-2043、津山市立図書館（アルネ・津山4階）☎24-2919

職種	登録人数	受験資格	応募・問い合わせ先
① 臨時職員	事務補助 60人程度	パソコンの基本操作（ワード・エクセル）ができる人で、高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成30年3月31日までに卒業見込みの人	☎708-8501津山市山北520人事課（市役所3階）☎32-2043
	図書館司書 10人程度	図書館司書資格を有する人、または平成30年3月31日までに取得見込みの人で、パソコンの基本操作ができる人	☎708-8502津山市新魚町17津山市立図書館（アルネ・津山4階）☎24-2919
② 育児休業代替任期付職員	保育士・幼稚園教諭 10人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格もしくは幼稚園教諭免許を有する人、または平成30年3月31日までに資格もしくは免許を取得見込みの人	☎708-8501津山市山北520人事課（市役所3階）☎32-2043
	保健師・看護師 5人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、保健師もしくは看護師の免許を有する人、または平成30年3月31日までに免許を取得見込みの人	

試験日 1月27日(土)受付午前8時30分～、試験開始午前9時～

ところ 市役所2階大会議室

試験内容 筆記試験、面接

申込方法 人事課、図書館または各支所・出張所担当課に備え付けの申込書（市ホームページから印刷可）に記入し、郵送または直接申し込む

締め切り 1月16日(火)午後5時15分必着

※①の事務補助と②は併願可。詳しくは、市ホームページをご覧ください



環境 津山市地球温暖化対策実行計画のパブリックコメント募集

岡〒708-8501 津山市山北520低炭素都市推進室（市役所1階1番窓口）☎32-2051、FAX 32-2158、✉teitanso@city.tsuyama.lg.jp

市では、地球温暖化対策を推進するため、現在の津山市地球温暖化対策地域推進計画を改訂し、新しく実行計画を作成します。この計画は、市内全域で取り組む地球温暖化対策に関する具体的な方針を示し、市民・事業者・市民団体・行政がそれぞれの役割に応じた対策を推進することを目的としたものです。

この計画を策定するため、広く意見を募集します。

実施期間 1月23日(火)～2月13日(火)（必着）

閲覧場所 低炭素都市推進室または市ホームページ

応募資格 市内に在住、または通勤・通学する人

応募方法 低炭素都市推進室に備え付けの様式（市ホームページから印刷可）に記入し、郵送、ファックス、Eメールまたは直接提出する

※直接提出の受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分

